

第19号様式

物 品 売 買 契 約 書

物品の継続的売買について、買受人山口県（以下「甲」という。）と売払人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。（以

（目的）

第1条 乙は、次に掲げる物品（以下「物品」という。）を甲の請求の都度甲に売り渡し、甲は、これを買受ける。

品 名	規 格	単 位	単 価	備 考
			円	
			円	

2 前項の表の単価の欄に掲げる金額（以下「契約単価」という。）には、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の存続期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は免除する。

（給油券の交付）

第4条 甲は、必要の都度、次に掲げる事項を記載した給油券（以下「給油券」という。）を乙に交付するものとする。

(1) 課 名 (2) 車両番号 (3) 品 名 (4) 数 量 (5) 給油年月日
(6) 給油所コード (7) 運転者名

（物品の納入）

第5条 乙は、甲から給油券の交付を受けたときは、当該給油券に記載されたところにより物品を納入（以下「給油」という。）しなければならない。

2 前項における給油の場所は、次に掲げる給油所のうちから、甲がその都度指定する給油所とする。

（検査）

第6条 乙が給油したときは、甲の検査を受けなければならない。

（所有権の移転）

第7条 物品の所有権は、当該物品を給油したときに甲に移転するものとする。

（代金の請求）

第8条 物品の売買代金（以下「代金」という。）の請求は、毎月、前月の物品の引渡数量分について行うものとする。

2 乙は、毎月 日までに前月分の代金の支払請求書を甲に提出しなければならない。

（代金の支払）

第9条 甲は、前条第2項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に代金を乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この契約に定める乙の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

(代金の支払を遅延した場合の遅延利息)

第11条 甲は、第9条に規定する期間内に代金を完納しなかったときは、当該期間が満了する日の翌日から未支払金額を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(危険負担)

第12条 この契約締結のときから物品の所有権の移転のときまでにおいて、当該物品が甲の責めに帰することができない理由により滅失した場合は、その損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 甲は、本物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、乙に対し、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求、又は解除をすることができる。

(単価の改定)

第14条 甲又は乙は、市場価格に変動があったときは、相手方と協議の上、契約単価を変更することができる。この場合において、正当な理由がなくて相手方がこれに応じないときは、甲又は乙は、この契約を解除することができる。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは物品売買契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(不正行為に伴う契約の解除)

第16条 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第20条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5、第20条の6の規定により、課徴金の納付を命じられ、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 乙が前2号の抗告訴訟を取り下げたとき。

(4) 乙が第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙又はその使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

（損害賠償）

第17条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（不正行為に伴う損害の賠償）

第18条 乙は、この契約に関して、第16条各号のいずれかに該当するときは、この契約の締結前に甲が提示した第2条に規定する契約期間中に甲が購入する物品の予定数量に契約単価を乗じて得た額（以下「予定代金」という。）の10分の2に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第16条第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。

2 甲は、前項の契約に係る損害の額が同項の予定代金の10分の2に相当する金額を超えるときは、乙に対して、当該超える金額を併せて支払うことを請求することができる。

3 前2項の規定は、第2条に規定する契約期間を満了した後においても適用があるものとする。

（疑義の解決）

第19条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

（履行の決定）

第20条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

買受人 山口県

山口県知事

印

（ 廨 長 ）

売出人 住 所

氏 名

印

注 1) この契約書は、燃料類における単価契約用である。

2) 当様式により難しい場合は、実情に応じ適宜、加除又は作成替えを行うこと。